

## 「経営者保証ガイドライン」への取組方針について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドラインという。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている。あるいは、解消等を図ろうとしているお客様から資金調達の要請を受けた場合には、当 JA は経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に勘案し、経営者保証を求めない可能性や経営者保証を代替える融資手法を活用する可能性について、お客様の意向も踏まえた上で検討いたします。

### 2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客様との間で保証契約を締結する場合には、主たるお客様と保証人となるお客様に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明をいたします。
- (2) 保証金額の設定については、保証人となるお客様の資産および収入状況や主たるお客様の信用状況・物的担保の設定状況・適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定いたします。

### 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客様から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等を検討し、主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明をいたします。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で保証契約の必要性について改めて検討するとともにその結果について、後継者に対して丁寧かつ具体的な説明をいたします。

### 4. 経営者保証を履行するときの対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世間の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定いたします。